

建築／景観

鳳凰堂のペルシヤ美と京都復興

——「京都デザインリーディング」の試み

京都造形芸術大学教授・渡辺豊和建築工房主宰 渡辺豊和

僕は 建築の歴史家じゃないから、歴史的な意味で鳳凰堂に興味をもつているわけではありません。日本の建築にいいものは少ない。日本人は、庭園をつくる能力はひじょうにすぐれているけれども、建築全体としては世界的に二流といわざるをえない。そんな日本建築のなかで好きなものが鳳凰堂なわけです。

どこがいいのか？まずは色彩です。日本の建築は木組みがひじょうに繊細で美しい。なかでも鳳凰堂がもっととも繊細で、僕は、絢爛華麗な「架構美」だといっている。「架構美」をかんたんに説明すると、木造の建築の基本っていうのはジャンクルジムなんですね。それを縦横斜めに分割して、またさらに分割してひじょうに複雑にしていく。ここがだいじなんですが、おなじように均等に分割するだけなら美しくもなんともない。そこに偏りをつくっていく。いわゆる造形美っていうのは、偏りをつくりなければダメなんです。「架構美」っていうのは、

ジャンクルジムをさらに細分化するときに、偏った

細分化をしていくところにでてくる。

じつは、十世紀の後半にできた鳳凰堂は不思議なことに、十八世紀のペルシヤの建築とよく似ている。十八世紀は日本では徳川時代です。徳川時代にペルシヤの人たち、日本にくるわけないですよね、鎖国してるんだから。だから、鳳凰堂を見て真似して造つたなんてハズはない。けれども、ぱっと見た感じがひじょうによく似ている。なぜ似ているのだろうか？鳳凰堂は浄土教の建築です。その浄土教の極楽つまり西方浄土と、千一夜物語でてくる天国がまったくおなじに書かれている。それで、千一夜物語のほうが浄土教より時代が古い。ということは、

それが、もともとは極彩色だった。つぎに、日本の建築は木組みがひじょうに繊細で美しい。なかでも鳳凰堂がもっととも繊細で、僕は、絢爛華麗な「架構美」だといっている。「架構美」をかんたんに説明すると、木造の建築の基本っていうのはジャンクルジムなんですね。それを縦横斜めに分割して、またさらに分割してひじょうに複雑にしていく。ここがだいじなんですが、おなじように均等に分割するだけなら美しくもなんともない。そこに偏りをつくっていく。いわゆる造形美っていうのは、偏りをつくりなければダメなんです。「架構美」っていうのは、

うけれど、京都美の根本はペルシヤ美なんですね。いま、いろんな日本の伝統美の発生の源である、繊細・幽微・絢爛華麗な京都美に力がなくなってきてる。どんどん形骸化してきてエネルギーが失われてきている。いまの京都美っていうのは「ひねこび」すぎているとおもう。ダイナミズムがないんですね。京都の建築物にしてもいいものはない。工芸品でも、これはぜつたい手に入れて毎日見てみたいとはおも

思想・文化情況の〈現在形〉を射抜く
批判的視座を求めて

La Vue ラ・ビュー

No.6(2001/06/01号)

発行人：山本繁樹
発行所：るな工房／黒猫房／窓月書房
大阪市東淀川区菅原7-5-23-702 TEL533-0022
TEL/FAX 06-6320-6426
<http://member.nifty.ne.jp/chatnoircafe/index.html>
E-mail : YIJ00302@nifty.ne.jp

目次

- ◆鳳凰堂のペルシヤ美と京都復興
——「京都デザインリーディング」の試み 渡辺豊和
- ◆わたしは、「懸命に」ゲイに「ならなければならない」 大北全俊
- ◆「態度の変更」として
——柄谷行人著『倫理21』(平凡社)を読む 村田 豪
- ◆「これが好きだ」ということが大好きだ 小杉なんぎ
- ◆わたしたちは忘却を達成した
——大東亜戦争と許容された戦後 野原 燐
- ◆編集後記

No.7は2001/09/01発行予定です。

■無断転載を禁じます■

そういう 現状にたいして、京都の文芸復興っていういかたがある。けれども、キヤツチフレーズだけで、具体的な方策にだれも気がついていない。それで、いまの生命を失つた京都美を復興するのにどうするかという僕の具体策は、「異質なものをいれる」というものです。たとえば、日本の歴史のなかでいちばんおもしろい戦国時代の末期。つまり信長・秀吉の安土桃山時代。あのときにもつとも輝いたのが京都です。ヨーロッパの文明が入ってきて日本人のこころを搖さぶった。だから、あんな絢爛豪華なものができたわけです。それは、いまの京都的なもんじゃないですよ。ヨーロッパのまつたく異質な文化と遭遇して刺激を受けて、新しいものを創つていった。あのころは、ちょうどヨーロッパはバロックの時代なんですが、バロックっていうのは、楕円形を基本としたもので、ものすごくダイナミックなものです。そのバロック的精神っていうのかな、ダイナミックなわけです。それは、いまの京都的なもんぢやないですね。ヨーロッパのまつたく異質な文化と遭遇して日本につたえたわけですね。建築でもたとえば天守閣。天守閣っていうのは、その当時のヨーロッパの城郭もあるんです。日本の城郭建築っていうのは、(歴史的に)急いでてきます。それまではたんなる柵だったんですね。それが、信長・秀吉の時代になって急に城郭建築ができる。それは、信長・秀吉が、宣教師の話を聞いて、たぶん絵も見たんで建築のなかで、もつとも独創的といえるのは、建

筑の歴史家たちは賛成しないけれども、じつは城郭建築なわけです。それは、ヨーロッパの建築知識っていうのが入ってきたっていうことがいちばん大きいことをしていてるから。遣唐使も出さなくなつて、ただ、僧侶だけは行つたり来たりしたので、仏教をつうじてペルシヤ的なものが入ってきたっていうこと

性を語れない大人たちへの挑発の書!!

〈性の自己決定〉
原論

援助交際・売買春・子どもの性

宮台真司、他

「現場」をよく知る8人の論客が「性への規制」の欺瞞を暴く。性行動の〈自己決定〉をいち早く唱え、各所で論争の種となつた衝撃の書。

◆1700円

地球は
売り物じゃない!

ジャンクフードと闘う農民たち

J.ボヴェ、F.デュフル
新谷淳一訳

狂牛病に揺れるフランスで、農民達が立ち上がった!世界が注目した〈マクドナルド解体〉事件の真相とは?

◆2200円

紀伊國屋書店

出版部：東京都渋谷区東3-13-11
営業tel03(5469)5918 表示価は税別
<http://www.kinokuniya.co.jp>

本邦初訳
エケリニス

——ヨーロッパ初の悲劇ー
土居満寿美著訳 本体3500円
桂冠詩人ムッサートの意欲作

教育への視座と提言
奥野郷太郎著 本体1700円
転換期の「教育」とはなにか?

経済原論

山田勝裕著 本体2400円
「経済学」をやさしくレクチャー

憲法を読む

千葉勇夫著 本体2900円
今、憲法は生きされているか?

アリーフ一葉舎

京都市左京区田中関町26
TEL075-705-0088 FAX075-705-0080
aleaf@skyblue.ocn.ne.jp

部落差別を克服する思想

■川元祥一著 定価2000円+税 四六判 256頁

部落問題とは何か。差別克服のプロセスが求められている。ケガレと触機意識の問題、歴史的アイデンティティをもとに、差別的側面でない積極的な周辺社会との関係性を「発見」していく。

マスコミは何を伝えたのか
追跡・和歌山カレー事件報道

佐藤英之著

捜査と報道の危険なシステムを告発する。定価2400円+税

256頁

大阪市浪速区久保吉1-6-12

TEL:06-6561-5273 FAX:06-6568-7166

東京都千代田区神保町1-9

TEL:03-3291-7586 FAX:03-3293-1706

<http://www.kaihou-s.com>

浪花のいやしんぼ
語源自典 奥田 稔夫

洋風居酒屋亭主生活40年のベテラン作家が綴る、こだわりの食と肴の語源散策。
総620項目。1800円+税310

惜別 お笑い人 相羽秋夫

20世紀に逝った上方演芸人67名に送る別れの言葉。1500円+税310

龜の古代学 千田 稔夫

奈良・飛鳥・亀形石造物を中心的題目にしながら、亀の図像・造形・宗教的背景等を多彩に語る。2000円+税310

韓国語通訳 崔 愛子

ことばと心のハーモニー 通訳現場からのメッセージ。韓国語全訳付き。2000円+税310

仏教書と
大阪の本 四天王寺書林

*小社直営。TEL06-6779-9531

【東方出版】<税抜>

〒543-0052 大阪市天王寺区大道1-8-15

TEL06-6779-9571 FAX06-6779-9573

社会構築主義のスペクトラム

中河伸俊・北澤毅・土井隆義編

近年、海の向こうとこちらで繰り広げられてきた方法についての議論(所謂構築主義論争)のステップ・アップに寄与すると思われる、エヌ・メソッドロジー、ルーマンのラディカル構成主義、ナラティヴ・セラピーの立場から新しい

戦争責任と「われわれ」

安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編

従来の錯綜した議論を論証的に解きほぐし、戦争責任論の新たな地平を拓く。

2300円+税310

税込

2500円+税310

書かなければいい、という声もあるかもしない。しかし、「モノローグ」は、「口ゴス（言葉）」である以上、語られなければならぬし、書かれなければならない。「言葉のもの」は「言葉」に返さなければならぬ。それが何人のものであろうとも。

「言葉のもの」。ここでは、「同性愛」について、「同性愛者」について、「他ならないこのわたしらしが同性愛者であるということは問題でない」ということについて。

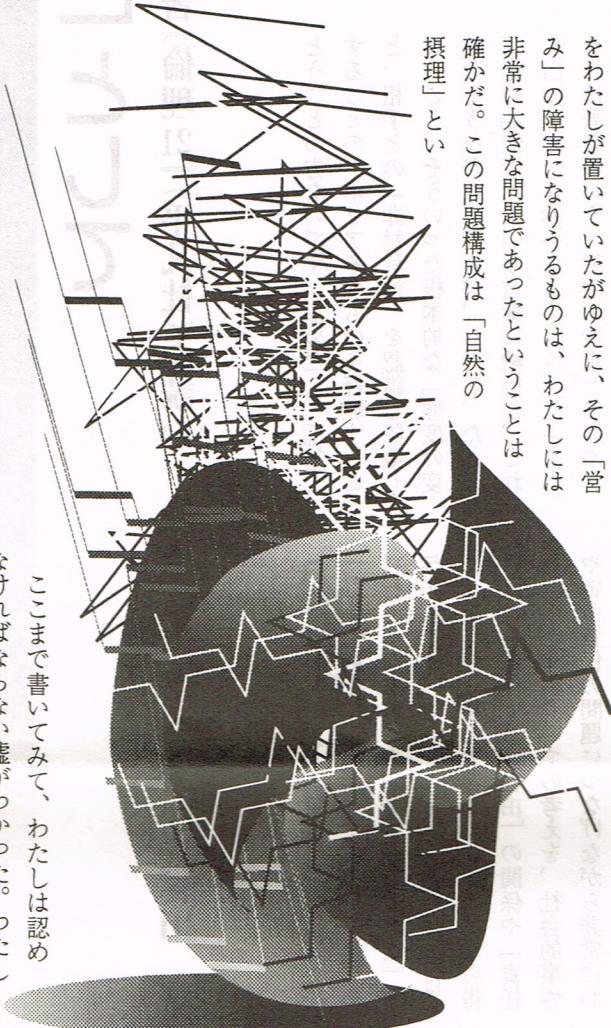
「わたしがゲイであるということは問題である」と「ゲイであるわたしは問題である」という命題に還元できる。ここで、「同性愛者である」と、「ゲイである」と、それ自体が問題であるか否か、わたしは知らない。主体の特定されていない、そのような命題について善悪を語ることは、わたしの関心ではない。ただわたしには「わたし」が同性愛者であるということは問題だ」ということが問題なのだ。それが「問題である」のは、わたしが「問題である」と考えていたからだ。結局それ以外に、今のわたしに自らが同性愛者であることを問題であると考へる原因是見あたらない。

予想される周囲からの侮蔑。これが恐ろしくつまらないのだ。自分が親しくしていふ友達から見放されることへの恐れから始まつて、ごく近所のおばさんに挨拶しても言えないのではないかということにまで及ぶ。侮蔑そのものが恐ろしいというよりも、侮蔑される「わたし」をわたしが見るに耐めか。

えないといった方が的確だ。なぜ見るに耐えないのか。「見るに耐えない」という感情はどうから生まれるのである。

結婚できないこと、子供を作れないこと。
しかし、「ゲイである」ことが、結婚や生殖
を不可能にするということは全くない。た
だ、自分がゲイであるということは、「結婚
し、子供を作り、家庭を築く」という営み
にとつて大きな障害であると考えたこと、
そして、その「営み」に非常に大きな価値
をわたしが置いていたがゆえに、その「営
み」の障害になりうるものは、わたしには
非常に大きな問題であつたということは
確かだ。この問題構成は「自然の
確理」とい

ぜ親に対して自己の正当性を主張する必要があつたのか。また、正当性の基準は実際の父母から由来するものなのか。実際、親がそういった「正当性の必要」を「正当性の基準」を口にしたか否か。ただ、確かにこれは、他ならないこのわたしが「親に対して正当性を主張できなければ」と考へ、「これなら親に正当性を主張できる」とみなしうる基準をもつていていたということだ。



う問題構成へとつながる。異性を肉体的に
欲望し、子孫を残すことが「自然の
攝理」である。それが「自然の攝理」で
あるか否か、また仮にそうであつたとして、
それに反することが善であるのか惡である
のか、わたしは知らない。ただ、わたしの
頭の中には「自然の攝理」という言葉が存
在し、その内容は「結婚し、子供を作り、
家庭を築く」ことであり、その「攝理」に
従うことが重大事であったことは間違いな
い。

そして何より 母を前に、わたしは「正しい」人間でなければならなかった。この場合、何が正しいのか、ひどく漠然としている。しかし、先に示した「自然の摂理」に従つていれば、親を前にしてわたしが「正しい」人間であることには間違いなかつた。しかし、そもそも、な

い」と認められる人間でありたかったのだ。明らかに、わたしは「選択」していたのだ。わたしは「わたしはゲイである」ということを引き受けたことが「出来なかつた」のではない。わたしは、「ゲイである」ことを「引き受けなかつた」。さらに、「この社会で「ゲイである」ことがどのような不利益を蒙ることになるか、ゲイでなければ「健康な男性」としてどのような「利益」を享受することが出来るか、わたしなりに「計算」した上で、わたしは、「ゲイでなければ享受でける利益」を敢えて選んでいたし、その「利益」を享受してきた。なぜ、「わたしがゲイであることは問題」だったのか。それは、この「利益」の享受が脅かされるからだ。「ゲイである」ことを侮蔑する人から侮蔑されないことで得る「利益」、「異性と結婚し、子供を作り、家庭を築く」という「自然の摂理」を演じることで得る「利益」、「自分は親にとつて正しい人間だ」と考へて振る舞うことで得る「利益」。確かに、わたしは「自分は実は同性愛者だ」ということに苦しんできた。しかし、その代わりに得るべき「利益」と「快樂」を享受していく。ただ「苦しみ」だけならば、わたしは死んでいる。わたしは、「嘘をついて生きていこう」と考へていた。「嘘」には「嘘」の「利益」が必ずあるから「嘘」をつくのだ。その「苦しみ」は誰のせいでもない。誰のせいにも出来ない。誰のせいにもするべきではない。

いや、ひょりとする、わたしが「ゲイ
である」ことを拒むことによって得ていた
「利益」とは、常に「」のことについて「誰か
のせいに出来る」ことだったのかも知れな
い。そして、「ゲイである」ことで最も恐れ
た「不利益」とは、「誰のせいにも出来ない」
といふことだったのかも知れない。

そして何より

親を、
母を前

しかしう。ここまで書いてみて思
う。このように書くことの出来るこの「わたし」とは誰なのだろう

WEB「山口椿の世界」ファンサイト
<http://www5a.biglobe.ne.jp/~maoniao/tubaki/01.htm>

たしは「はい、ゲイです」と答える。それでは、「ゲイである」自分を引き受けなかつた「わたし」を、「ゲイである」自分を引き受けている「わたし」が語つてているのだろうか。「ゲイである」ことを引き受けることと、引き受けないこととの間に境界線があつて、そこを跨げば「ゲイ」の出来上がりなのだろうか。まだ予感に過ぎないが、いかなる「わたし」をも否定形で語るということ、その「ためらい」のうちに、自己認識としてなにがしかの隠蔽と「嘘」がある。「ゲイである」ことを引き受けないという積極的な「選択」、あるいは、その代わりとなる「利益」「快樂」を得るといふ「選択」がその時は為されていただけであり、いまは、「ゲイである」ことを引き受けれるだけだ。その両者の「選択」に質的な違いはあるとはいへ、どちらの選択のほうがより「卓越しているか」、ということは言えないと。つまらない決まり文句を敢えて書こう。「違うといえば違う、同じといえば同じだ」。「卓越さ」は、たとえわたし自身の過去と現在ではあっても、「比較すること」から生まれはないだろう。ましてや、「時が経つ」

作家、画家、チェリストという様々な顔を見せる「山口 椿」。繊細なデッサンから枕絵、闇に迫る書物からポルノグラフィーまで、その不思議に迫ります。執筆予定・イベント予定・既刊本目録や過去のイベントの画像など満載。

メールマガジン『カムロ カメリヤ』好評配信中
著者とゆふまとひ氏のご協力により最新情報やここだけでしか読めない書きこなし連載などの情報を配信! 勝算(無料)はMFC-1 プロ。ごから

●その他、オリジナル音楽CD・山口氏直筆画入り著作本・手作り和綴特装

いのうえ なおこ STUDIO Fit
inoue-naoko@mud.higashino.jp / TEL & FAX:078-202-4202

ということからは生まれない。「時」に事柄の変化を預けることのむなしさを、そろそろ学んだ方がいい。「時」が経つたぐらいで、何がしらの「利益」「快樂」を得るという

私が 柄谷行人の発言や書き物に注意を払うようになったのは、九十年代に入つてからでした。彼のキヤリアからすると、随分遅れてきた読者といえるかもしれません。はじめに手にしたのはすでに文庫化されていた『探求I』でした。ただし読んではみるものの、食らいつきましてみると、当時の私には、そうすんなり飲み込み消化することのできないものでした。というよりは、今でも折にふれ読み返してしまうことがあるぐらいですから、それを懐古的に語ることもないのですが、実は、書かれてあることが難しくて理解できなかつた、ということを言いたいのです。だいたいにおいて著者の語はないのです。だとすると、どうして著者の語り口はきわめて明快で、曖昧なところはあります。むしろ困難なのは（と私は思われる）は、読み手にある種の要請がつきま

「態度の変更」として

柄谷行人著『倫理21』(平凡社)を読む

どうことの方なのです。「他者」を「理解」することのアポリアそのものを経験すること。相手との「非対称性」を認識し隠蔽しないこと。そういった根本的な「態度の変更」をうながすのですが、しかし、たとえばその「他者」という言葉に納得し、それを□にすることができるようになつても、それは著者のいう「態度の変更」になつていいのではないでしょうか。なぜなら彼の言葉を苦もなく「理解」して自分のものにするのは、まさに「柄谷行人」という「他者」性を消去してしまうことと思われてくるからです。著者の思考の軌跡を単なる便利な見取り図に置き換えて満足しているのでは、結局、彼の退ける独我論的な「聞く立場」に私自身がまたぞろ落ち込んでいいだけなのかもしれないからです。

「理解」ではなく「態度の変更」を要求すること。昨年刊行された本書にも同じような「性格」が与えられているように思います。著者は、ここ数年取り組んできたカント読解から得られた「倫理」と「自由」の関係や「責任とは何か」についての考え方、社会的事件や戦争責任の問題につなげながら非常にわかりやすく説き起こします。たとえば、若い人間が何らかの犯罪をおかしたとき、日本ではやたら「親の責任」が問われ、異様なまでのバッシングを受けることがあります。教育や家庭環境がそういう事件の原因だと見なされるからですが、著者はそれは間違っている、といいます。確かに原因はある（社会や学校や親、その他無数に）、しかし、それと「責任」を混同してはならない。この二つは別物だ。

村田豪

「理解」

ただ、やはり問題になるのは、「自由であ
れ」というこのカント＝柄谷的「至上命令」

のそれとたいして違いがないようにも思えます。つまり言葉づかいが重要なのは、なんですね。むしろそれらによって問われて

時はじめて「責任」が問われるべき場を持つのです。

されていて、いわば「そうするしかない」のです。にもかかわらず人はそんな諸原因から「自由」でなければならない。自分で見編す

そして原因をいくら空き詰めても、そこから帰結しないような問題もあることを受け止める必要。著者はそれをカントの認識と「倫理」の区別、ひいては「自然」と「自由」の区別に重ね合わせるのでした。

プロフィール（おおきた・たけとし）大阪大学
学院文学研究科臨床哲学研究室在籍。伝統的なペー
クソン研究と、セクシュアリティ研究などの「現場

実現されるのは、たんに統制理念の動機といふようなものによってではなく、むしろ實際の攻撃性によつてである。このように見ると、カントがいう人間の本性（自然）に存する「非社交的社交」が、フロイトが死の欲動あるいは「攻撃性」と呼んだものに近い意味をもつてゐることがわかります。

カントの

考へては、道徳法則（目的の國）が

わたしたちは忘却を達成した

—大東亜戦争と許容された戦後

野原 懿

1 リーベンクイズ（日本鬼子）

ある憲兵曹長は言つた。
「わたしは敗戦後、錦州から引き上げる途中で、
やけくその気分でいた。誰でもいいと思って、
そのへんを通っている中国人を殺した。人数は
二十一人だ。」（註1）

悪であるが戦争中で相手が敵
であれば、悪はならない。
今までの生の習慣の外側にあってそれを支えて
いた、大きな国際的・政治的・絆組みが全く壊され
たこと、「敗戦」とはそういう意味だ。
そのことはこの曹長も分かっていたのだろう。
「やけくそ」という言葉は、それをうかがわせ
る。だがなんだって、人を殺したりしたのだろ
う。憎んでいた奴とかいつも負担を掛けられて
いた奴をこの際だから殺してしまおうというの
なら、まだ分からぬこともないが、「誰でも
いいと思って」とはどういうことだろう、恐怖
の殺人マニアなのだろうか。そうではなかっただ
と思う。彼にとっては「中国人を殺す」こ
とは、悪としての殺人というカタゴリーとは別
の所にあつたのだ。それを許容した社会の中で
「中国人を殺す」ことが、ボルノを見てオナニ
ーする程度の簡単な気晴らしとして習慣化され
ている一部の人たちが存在していた。それで
「やけくそ」になつたから、つい、いつもの悪
習でやつてしまつたわけだ。二十一人といつて
も、中国人なら殺人ではない、それは彼にとつ
て法規の問題ではなく、彼の身についた習慣の
問題だった。この憲兵曹長の名は記録されてい
ない。それほど珍しいことではなかつたから、
見過ごされたのだろうか。

「そうした理不尽な殺傷は、日本兵や憲兵は誰
でも中国ではしていしたことだ」と当たり前のよ
うに文章は続く。これは大変なことだ。「侵略
は悪だ」「戦争は悪だ」とわたしたちは教わ
ってきた。だが、戦争も侵略も歴史学的にはあま
りに当たり前の普遍的事象にすぎない。そんな
ありきたりのものを絶対悪と断言されても受容
しにくい。体験が断絶している。「侵略は悪だ」
というトートロジーが何を意味しているのか、
われわれには伝わらなかつた。理不尽な殺傷を
さりげない習慣として身につける、殺人鬼の練

習、それを不可避にする国民的なシステム。あ
まりに無惨であるがゆえに、語りにくく語りた
くなかったものは、語られなかつた。

「三光」による華北全体の被害は、将兵の戦死
者を除いて「三四七万人以上」ぐらい、と研究
者の姫田光義は言つてゐる。少なくとも数万人
の殺人鬼が存在したのだろう。（註2）

殺人は とにかく、当時の情況を一切知
らないと話にならない
ので、いくつかのサンプルを見てみよう。わた
しの要約ではなく、みなさんはわたし参照し
た「戦争と罪責」や最後に掲げた註にある参考
文献などを、ぜひ本屋さんなどで手にとつて見
てほしい。

a 中国山西省太原の近くロアン陸軍病院、一

九四一年。N中佐が手術演習を告げる。生き
ている中国人農民が一人用意されている。一

人の男が台の上に横たわる。看護婦は男に
「麻酔をするから痛くないよ」と中國語で語
る。静脈麻酔。男の身体には拷問の痕はない。

腰椎穿刺の練習。クロロエチール全身麻酔の
練習。虫垂の摘出。上腕の切断。腸の吻合手
術。気管切開。心臓に空氣を10cc強注入。腰
紐で首を閉める。クロロエチール5ccを静脈
に注射。呼吸停止。衛生兵が屍体を片付ける。
軍医YKは夜同僚と酒を飲みに外出する
(p17 参照、野田正彰「戦争と罪責」、岩波
書店、1998年。以下「同書」とはこの本の
こと)。

b 二十四名の捕虜は目隠しをして座つてい
る。その隣に深い大きな穴がある。Tは軍刀
で一人の捕虜の首を斬る。これは教育である。
見習士官は順に指名され手本を真似る。TS
は四番目。TSは刀を構え一気に振り下ろす。
首は飛び胴体は血を吹きながら穴の中に転げ
落ちる。このようにして、各自一人の殺人実
習は終わった。(TSは帝国大学卒) (p16、
参考、同書)。

γ 一九四三年一月、山西省聞喜県北白石村。
村の住民は一ヵ所に集められる。住民は抗日
意識が強いようだ。NHは住民の中から十五
人を選ぶ。隠しているはずの武器食料の在処

を問うため、皆の前で拷問する。一人を殴打。
続いて銃床や棍棒で殴らせる。拷問ははずつと
続く。彼らは何も言わない。彼らを一軒の家
に閉じこめる。夕方また拷問。口のなかに銃
剣を差し込みかき回す。舌はちぎれ歯も取れ
る(p195 参照、同書)。

δ 上下谷口村。NHは農民三人を赤い房のつ
いた槍で尻を刺して殺した。続いて五人、部
下に同様に殺させる。(p195 参照、同書)
ε TYは溝州國で憲兵をしていた。TYは考
える。一九三一年に中国に来てから十四年間、
直接間接に殺したのは、三三八人。逮捕し拷
問にかけた人は一、九一七人(p275 参照、
同書)。

日本軍の 残虐行為として最も
ピュラーなもの一つは、「実敵刺突」訓練であつた。陸軍第五十九
師団長藤田は、供述書でこう述べている。「兵
を戦場に慣れしむる為には殺人が早い方法であ
る。即ち度胸試しである。之には俘虜を使用す
ればよい。四月には初年兵が補充される予定で
あるからなるべく早く此機会を作つて初年兵を
戦場に慣れしめ強くしなければならない」「此
には銃殺より刺殺が効果的である」(註3)。実
際、攻撃的で強い兵を作るのに効果があつたか
もしれない。でも敗戦になれば、敵から絶対的
に糾弾されるのは当然だろう。

β の場合もまさにこの例である。一人の中国人
を数人で次々刺していくのが普通であるが、
士官はエリートなので材料(人間)を潤沢に使
つている。

当時、中国人差別意識が広くあつたのは知ら
れている。だが、逆に殺した後で、罪の意識を
軽くするために、「なに、相手は中国人、チャ
ンコロじやねえか。オレは世界一優秀な大和民
族なんだ。まして天皇陛下と同じ上官の命令で
はないか」云々といった形で、差別意識が強化
されるという側面もあつただろう(註4)。

ところで、敗戦時中国大陸(溝州以外)には、
日本軍が一〇五万人残っていた。主要都市の占
領も継続していた。支那派遣軍総司令官岡村大
將は八月十四日「百万の精銳健在の儘敗戦の重
慶軍に無条件降伏するが如きは如何なる場合に
も絶対に承服し得ざるところ」と電報で本部に
主張した。一方、蒋介石軍の幹部何柱國大將は
平和の維持に協力されるよう希望する(註5)。

戦後の国際情勢の計算に必死だった蒋介石に対
し、岡村の無邪気さは全く悲惨である。敗戦が
自己の価値観に沿いかねるものであつても、そ
れ以後も生活も政治も全ては続いていくのだ、
ということを考えることができなかつた。この
点で、冒頭の殺人鬼曹長と岡村大將は全く同じ
水準を示している。総司令官としてはまさに万
死に値しよう。戦争の目的は講和である。講和
とは他者との妥協、つまり自己を相対化するこ
との承認である。「皇軍將兵の血を流した土地
は手放せない」という論理は、他者の否認であ
り戦争目的の喪失をもたらす。目的のない戦争
のなかで、「中国人を殺す」という習慣の獲得
だけが目的となつてしまつたのは、道理だつた
かも知れない。

また、加害者だけが生き残つた場合、彼が語
らなければ否認できる。中国での残虐行為の場
合、日本国内には被害者の親族などもいないので
、ただ不作為するだけで全面的な無視を達成
へ間にしか存在しえない眞実は永遠に失われ
てしまつてゐる。

それに対し、上に記したばかりの五ヶケース
は、いずれも加害者自らが語つてゐるという、
希有のケースである。ここで参考した、精神医
学者の野田正彰による「戦争と罪責」は戦争經
験者へのインタビューを中心とした本である。
YK、TS、NH、TYの四人をはじめとする

溝州及び中国戦線での戦犯とされたひとたちの
告白を取り上げてゐる。

TYは戦犯管理所に数年間収容されている。
彼は中国人から悪行を犯した者と見られて
いる。共産主義の学習会に出席する。だが感動は
しない。スタッフは中国人(朝鮮系も多かつた
のか)。彼らは決して侮辱しない。罵倒しない。
ちゃんとした食事は運んでくれる。散歩、体操
の機会もある。散髪をしててくれる。病気にな
れば看護を受けられる。TYもかつて多くの中国人
人を捕らえ留置した。暴行し水も飯も与えないと
のを、当然と思つていた。留置者に入浴や散髪
をさせることなど思いつきもしなかつた。ある
スタッフに導かれ廊下を歩いていたとき、彼に
回心が訪れる。「私は極悪人だ」。彼は床に頭を
なすりつける。(p272 参照)

話が

前後するが、彼らが反省に至る経
過を、同書九十七頁以下からもう一度紹介する(註6)。彼らは敗戦後、ソ連軍
の捕虜となり五年間労働させられた。一九五〇
年七月、九六七名の日本人捕虜が中国側に引き
渡された。彼らは捕虜から戦犯となつた。とこ
ろが驚いたことに、待遇は飛躍的に向上した。
「中国側は流暢に日本語の話せる軍人や医師と

★[La Vue]配布協力先ご案内★

■書店■(大阪市内)紀伊國屋梅田本店・旭屋書店本店・阪急ブックファースト大阪駅前店・JUNK堂大阪本店・梁山泊阪急古書のまち店・紀伊國屋書店本町店・丸善心斎橋店・アセンス心斎橋店・アセンスアメリカ店・ロゴス・丸善ブックメイツ長堀店・丸善波羅店・JUNK堂難波店・旭屋書店天王寺Mio店・四天王寺書林・喜久屋書店阿倍野店・JUNK堂松坂屋店・リブロ大手前店・市立大生協(吹田市)・喜久屋書店江坂店・リブロ江坂店・クレヨンハウス大阪店・阪大生協書籍部・関大生協書籍部(池田市)・耕文堂書店本店・耕文堂書店Nビル店(小阪市)・栗林書房本店・ヒカリヤ本店(八尾市)・リブロ尾(堺市)・紀伊國屋書店泉北店・紀伊國屋書店堺店・旭屋書店堺店(神戸市内)・JUNK堂三宮店・JUNK堂三宮駅前店・海文堂書店・キヨスク神戸店・JUNK堂学園前店・キヨスク六甲道店・JUNK堂住吉店・JUNK堂芦屋店・神戸大学生協書籍部(西宮市)・JUNK堂西宮店・リブロ甲東園・関西学院生大協書籍部(川西市)・紀伊國屋書店川西店(京都市内)・旭屋書店京都店・丸善河原町店・JUNK堂京都店・BS談京都店・メディアショップ・阪急ブックファースト京都店・三月書房・大垣書店本店・大垣書店ビブレ店・アバントBC・恵文社一条店・京都大学生協(高槻市)・紀伊國屋書店高槻店(奈良市)・啓林堂書店奈良店・ビックウェル奈良店(東京都内)・三省堂書店神田本店・書泉グランデ・書肆アクセス・リブロ池袋書籍館・JUNK堂池袋店・芳林堂池袋店・紀伊國屋書店新宿本店・紀伊國屋書店新宿南店・八重洲ブックセンター本店・丸善日本橋店・東京旭屋銀座店・教文館書店・青山BC本店・青山BC六本木店・青山BCミネ店・阪急ブックファースト渋谷店・リブロブックセンター青山店・飯田橋書店など。

■映画館・他■テアトル梅田・梅田ガーデンシネマ・シネヌーヴォ・京都朝日会館・トリホール・サントリー・ミュージアム・キリンプラザ・大阪文学学校・居酒屋「すかんぱ」・スペイン料理「カルメン」・お茶と雑貨「rocio」など。

■図書館・公共施設■大阪市立中央図書館および大阪市内各区図書館・ドーンセンター・京都府女性総合センター・神戸女性センター・神戸アートビレッジセンター・神戸新聞文化センター・阿倍野市民学習センター・弁天町市民学習センター・難波市民学習センター・大阪市文化情報センター・京都芸術センター・応典院など。

看護婦を配置し、ハルビンで買い集めた白パンとソーセージで迎えたのだった。戦犯たちは不安に思い、軍歌を高唱し、スタッフが傲慢に対応した。だが中国側の態度は変わらず、丁寧なままだった。「外部に対して厳重に警備し、戦犯たちの安全を確保する。一人の逃走者も、一人の死亡者も出さず、内部は緩やかにし、殴打したり、人格を侮蔑したりしない。彼らの民族的な風俗、習慣を尊重し、思想面から彼らの教育と改造を行う」と周恩来が強く指示したからだという。スタッフは皆、日本軍からひどい目にあわされており、強い葛藤があった。それで、ここ撫順戦犯管理所ではゆつたりと日々が流れていった。この本では、判決が下りるまでを六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

第二期。(五十二年から五十三年まで)受容

と学習の時期。音楽班を作ったり、レーニンや

国際法などの勉強。

第三期。(五十四年)坦白(タンパイ)と認

罪。非人道的行為の告白(中国語では坦白)が

始まった。検察団による個人調査が始まつた。

第四期。罪の自覚と再出発の希望。犯罪告白

が終わり、五十六年一月からは、自主的に残虐

行為を創作や演劇にする活動が始まった。

第五期。判決期。(五十六年三月から八月)

公判の前に、革命後の中国社会を、彼らに参観

させるための一ヶ月の団体旅行が行われた。六

月、中華人民代表大会の委員会で「寛大処理」

の決定。裁判(瀋陽および太原裁判)は六月か

ら八月まで。一、〇一七名は起訴免除で、釈放

され、そのうちの一人が即時釈放された。

そこで、この本では、判決が下りるまでの六期を六期に分けて、記述しているので、紹介する。

第一期。虚勢反抗の時期。朝鮮戦争が激化し

別の監獄に移送されるが、また戻ってきた。

<p

であると信じておりました。やえに、中国で数多くの人々を殺害してしまった。(改行)そして終戦。わたしは被害者である中国人民の暖かい心に接し、鬼から人間へと立ちあがめることができました。」(註11)

中国帰還者連絡会編『完全版 三光』は、上記のような反省の過程で生みだされた。二十二人の文章をまとめたものだ。これは、その中のひとりHSが、一九八一年に出版に際し書き加えた一言の一部である。わたしのようなものが偉そうに言える立場ではないのだが、ステロタップ、大きな物語に頼りすぎ、といった批判的感想がどうしても浮かんでしまう。

反省とは何か? ある外側の価値基準や物語に合わせて、自己を裁くことではないはずだ。自分のしたことを「した」と言うことの困難に、まず気付くこと。苦しくてたまらなくなる心を回復すること。**亡靈**そのものが、リアルに立ち現れる不可能な体験。

「YKよ。わたしは、お前に息子を殺された母親だ。あの日の前日、息子はロアンの憲兵隊に引つ張って行かれた。(中略)翌日、知り合いのひとが来て教えてくれた。おばあちゃん、お前の息子は、陸軍病院へ連れていかれて、生体解剖されたんだよと、そのひとは言った。わたしは悲しくて悲しくて、涙で目がつぶれそうだった。それまで耕していた田も耕せなくなつた。食事もとれなくなつた。YKよ、いま、お前が捕らえられていると聞いた。どうぞ、厳罰を与えてくれるように、政府におねがいしたところだ」(p34、同書)。限定された対象が、まさに戦争と一人の人間として現れる。周囲に流れられた結果であるといつても自己の責任は免れ得ない。

■備考 「太平洋戦争」ではなく「大東亜戦争」

十一月八日を開戦記念日と言い、第二次世界大戦とか太平洋戦争という言葉しか使用しない。それは、日本が中国と戦つたことを皆が忘れてしまつても、当然だろう。日本はアメリカに占領された。したがつて日本はアメリカに負けたのだという図式が強かつたのは当然だ。しかし、現在までその構図が崩れていなければ、理由がある。日本は中国に負けた、と思いたくないのだ。明治以来、東アジアでも最も先進国、といふところに日本のプライドはあるのだから。大東亜共栄圏というスローガンを掲げながら、「中国人を殺すことが善」という殺人鬼を、多数養成したこの戦争は、やはり大東亜戦争と呼ぶしかないだろう。

ところで、小林よしのり『カーマニズム宣言 戦争論』の一番ナンセンスなところは、「サヨクは、日本だけをいつまでもいつまでも裁こうと、国際的な活動をして回る」(p117)と言つて、他国からの非難が、あたかも日本のサヨクが働きかけたせいであるかのように、問題を國內化しようとしている点である。

■備考 假名について

この文章の主題である残虐行為の行為者であり同時に報告者である、YK、TS、NK、Tの名は、プライバシーを理由に假名にしたわけではない。彼らは残虐行為にもかかわらず(それゆえに)高齢を押して、証言(自己)の真実をみんなの前にさらへ隠蔽を働きかける世間と戦うこと)を継続してきた。わたしは彼の尊敬する。世間に実名をさらしながら。(p119)

取り上げた以外の本にも出てくるので、(p119)で名前を開示しておこう。YKは、湯浅謙。TSは、富永正三。NKは、永富博道。TYは、土屋芳雄。湯浅は『消せない記憶』という聞き書き本を持つ。富永は中国帰還者連絡会の会長。著書『あるB・C級戦犯の戦後史』水曜社、1986年。永富は『白狼の爪痕』新風書房、1995年を持つ。土屋の『ある憲兵の記録』は文庫本で、入手容易。

何故、假名で記述したか? わたしに、残虐行為を直視しえないとねらいがあつたため、だろう。わたしたちの世界は本名=自己同一性というフィクションの上に成立している。だが、アウシュビツツヤここと記した残虐行為の体験は、同一性の秩序から脱落してしまって語り得ないものの領域に属する。彼らの絶対的(回心)に匹敵するほどの何ものももたないわたしにとって、かれらはまず假名としてあらわれ、とりあえずそうしておいた方が良いと思われた。

中國側のスタッフの固有名の機会にあけておこう。副所長、曲初と、所長、金源。彼らの名前は、『カーマニズム宣言 戦争論』のp189とp191にも載っている。

(註1) p249、朝日新聞山形支局「聞き書きある憲兵の記録」朝日文庫、1991年
(註2) 「三光」とは「殺光、焼光、搶光」殺しつくし焼きつく奪います」と言う、中国側の用語。一九四一年十一月岡村大将は「焼くな殺すな犯すな」の三戒を部下に訓辞した。実際はその少し前から泥沼の三光状態に陥っていました。
(註3) p32、新井利夫・藤原彰編『侵略の証』岩波書店、1999年
(註4) p59、鶴田新聞山形支局「聞き書きある憲兵の記録」
(註5) p171～p172、森山康平「図説 日中戦争」河出書房新社、2000年
(註6) 山西省太原には軍閥閻錫山があり、それと結んだ旧日本軍の一部(と河本大作など)が戦後も残留して活動していた。一九四九年四月に共産党軍に敗北した。NPOとよくはこのとき捕虜となつた。ソ連の捕虜にはなつてない。
(註7) 一九五〇年十二月に行なわれた「女性国际戦犯法廷」は、日米両国政府の合意により天皇裕仁を免罪した点で、東京裁判を批判した。画期的なことだ。

(註8) p226、太田昌秀編著「これが沖縄戦だ」琉球新報社、1977年
(註9) 一九八四年以來、中国帰還者連絡会編『完全版 三光』晚聲社で刊行中。また「悪魔の飽食」は「新版 悪魔の飽食」として、角川文庫(1983年)によつて刊行されている。
(註10) p121、藤原帰一「戦争を記憶する」講談社現代新書、2001年